

## 令和5年度省エネ家電等購入促進事業 企画提案募集要領

この要領は、省エネ家電等購入促進事業（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

#### 1 業務名

令和5年度省エネ家電等購入促進事業

#### 2 目的

本業務は、一定以上の省エネルギー性能を持つ家電製品への買い換えに対してインセンティブを付与することで、省エネルギー型の製品への買い換えを促進して家庭におけるエネルギー使用量を削減し、家庭におけるエネルギー価格高騰の影響を緩和するとともに、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

#### 3 契約期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

#### 4 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

#### 5 事業費（委託上限額）

金50,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 6 事業の実施場所

県内一円

### 第2 応募資格

企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 本業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 本業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できる者であること。
- 9 1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が条件を満たすこと。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこと。そ

の場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

### 第3 スケジュール（予定を含む）

1 企画提案募集開始	令和5年6月15日（木）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年6月26日（月）正午
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和5年6月28日（水）17時
4 企画提案書の提出期限	令和5年7月7日（金）正午
5 一次審査 ※応募者が5者を超えた場合のみ	令和5年7月10日（月）
6 本審査（プレゼンテーション審査）	令和5年7月12日（水）予定
7 選考結果の通知	令和5年7月中旬
8 契約締結及び業務開始	令和5年7月中下旬頃～

### 第4 応募手続

#### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年6月26日（月）正午まで

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第4号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレス：[kankyoe@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankyoe@pref.miyagi.lg.jp)

（宮城県環境生活部環境政策課 温暖化対策班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月28日（水）までに環境政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

#### 2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）：1部

ハ 企画提案書（任意様式）：紙媒体1部及び電子ファイル

※A4版両面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き20ページ以内（添付資料を含む）とする。

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」

ロ 目次

ハ 全体計画

(イ) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

(ロ) スケジュール

- (ハ) 人員体制
- ニ 業務内容別の説明
  - (イ) 制度設計
  - (ロ) 事業の広報
  - (ハ) 関係者との調整
  - (ニ) 応募の受付・景品発送者の決定
  - (ホ) 景品の調達及び発送
  - (ヘ) 問合せ対応
  - (ト) その他
- ホ 概算見積書
  - 個別業務ごとに、積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
- ヘ 類似業務の受託実績（実績がある場合のみ）
- (3) 提出期限 令和5年7月7日（金）正午まで（必着）
- (4) 提出方法
  - イ 持参又は郵送（電子データについては電子メールにより提出）
  - ロ 提出先以下のとおりとする。
    - 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
    - 宮城県環境生活部環境政策課 温暖化対策班（宮城県行政庁舎13階）
    - 電子メールアドレス：[kankyoe@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankyoe@pref.miyagi.lg.jp)

## 第5 評価・選定方法

### 1 業務委託候補者の選定方法

#### (1) 評価・選定方法

- イ 県が設置する選定委員会において、第6の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。
- ロ 業務委託候補者は、各委員の評価点の平均が6割以上の提案者の中から選定する。
- ハ 各委員の評価点の高い順に順位付けし、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。また、採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。
- ニ 企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。
- ホ 企画提案者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記2（1）の一次審査（書類審査）を実施し、上位5者を選定する。

#### 2 審査内容

##### (1) 一次審査（書類審査）※応募者が5者を超えた場合のみ実施

- イ 実施日 令和5年7月10日（月）
- ロ 審査の実施方法
  - 応募のあった企画提案書について、第6の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。

##### (2) 本審査（プレゼンテーション審査）

- イ 実施日 令和5年7月12日（水）
- ロ 実施方法

- (イ) 出席者は1者につき3人以内とする。
- (ロ) 1者あたりの持ち時間は20分程度（説明10分以内、質疑応答10分程度）とし、県が別途指示する時刻から順次、個別に行うものとする。
- (ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は認めない。

## 第6 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目		配点
業務内容	(1) 制度設計 ・業務の目的や趣旨、先行事例等を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案となっているか。 ・申請から景品付与までの手続きについて、郵送のほかスマートフォン上で完結する方法を追加するなど、応募者の利便性に配慮した制度設計となっているか。 ・スマートフォンアプリ「eco チャレンジみやぎ」等、既存の普及啓発事業との連携について検討されているか。	25
	(2) 事業の広報 ・専用ホームページの構成について検討されているか。 ・効果的に買い換えを促すための広報方法について検討されているか。 ・集中的に買い換え需要を喚起するための広報について検討されているか。	20
	(3) 関係者との調整 ・具体的な調整先や調整内容（広報、申請書の設置等）が検討されているか。	5
	(4) 応募の受付・景品発送者の決定 ・応募に必要な情報や添付書類について検討されているか。（可能な限り簡略化されているか） ・応募内容に不備が無いか確認する方法について検討されているか。 ・景品の調達に必要な予算が景品予算の上限に達した場合に速やかに受付を停止する方法について検討されているか。	10
	(5) 景品の調達及び付与 ・調達及び付与に要するコストは適切か。 ・応募者に訴求できる景品選定となっているか。	10
	(6) 問合せ対応 ・県民等からの問い合わせや苦情等に対応する専用窓口の体制について検討されているか。 ・夜間や休日の問合せ受付について検討されているか。	10

審査項目		配点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を効果的かつ効率的に遂行することが可能な体制となっているか。</li> <li>・本業務に類似する事業実績を有しているなど、その知識やノウハウ等を活かすことが期待できるか。</li> <li>・期間内に確実に遂行できるスケジュール及び人員体制となっているか。</li> <li>・個人情報の保護について十分な対策が講じられているか。</li> </ul>	10
見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の積算は妥当であり、目標・効果とのバランスはとれているか。</li> </ul>	5
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容と連動し、相乗効果が期待できる内容の提案が行われているか。</li> </ul>	5
合計		100

## 第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
  - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
  - (2) 本募集要領等に従っていない場合
  - (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
  - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
  - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
  - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第3号）を提出すること。
  - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
  - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
  - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 第8 選定結果の公表方法・内容

- 1 選定結果の通知
  - (1) 一次審査結果の通知 ※応募者が5者を超えた場合のみ実施  
審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。
  - (2) 本審査結果の通知  
所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。
- 2 選定結果の公表  
審査終了後、全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補

者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

#### (1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

#### (2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 受注者は、県に対して、成果物に係る著作権者人格権の行使を行わないものとする。

#### (3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

### 2 その他

(1) 提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(5) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 第10 問合せ先

宮城県環境生活部環境政策課 温暖化対策班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2661